

【公布された条例等のあらまし】

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第三号）
- 一 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 技能労務職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則（規則第四号）
- 一 会計年度任用職員制度の創設に伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（規則第五号）
- 一 技能労務職員で会計年度任用職員であるもの（以下「会計年度任用技能労務職員」という。）に適用する給料表、等級別標準職務表及び初任給基準表を定めることとした。
- 二 この規則に定めるもののほか、会計年度任用技能労務職員の給与の取扱いについては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の例によることとした。
- 三 その他所要の規定を設けることとした。
- 四 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第六号）
- 一 二級建築士及び木造建築士の免許並びに二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手続の必要書類の見直しを行うこととした。
- 二 二級建築士試験及び木造建築士試験における学科試験免除について所要の見直しを行うこととした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和二年三月一日から施行することとした。
- 徳島県報発行規則の一部を改正する規則（規則第七号）
- 一 定期の徳島県報は、毎週火曜日及び金曜日に発行することとした。ただし、その日が休日ときは、その前日とすることとした。
- 二 定期の徳島県報は、一にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日等は、発行を休止することとした。
- 三 この規則は、令和二年三月一日から施行することとした。